

令和6年度 第46回全国特別支援教育振興協議会

Ⅲ 令和5年度文部科学省委託研究事業報告
及びシンポジウム

全国特別支援教育推進連盟

I 主旨說明



インクルーシブ教育システム構築のための 特別支援教育の推進

平成24年7月23日初等中等教育分科会

- 1 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- 2 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成すること
- 3 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

インクルーシブ教育システムの構築

- 就学相談・就学先決定の在り方について
学校教育法施行令の一部改正について（通知）
- 「合理的配慮」「基礎的環境整備」について
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 交流及び共同学習の推進
支援籍（埼玉県）副籍（東京都）副学籍（横浜市）
インクルーシブな学校運営モデル事業
- 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
個別の教育支援計画等による切れ目のない支援



2 令和5年度文部科学省委託事業 事業報告（概要）



調査研究事業の構想

個別の教育支援計画等の活用を通じて、子どものニーズに応じた柔軟かつ持続可能な支援体制確立の一助となることを目指し、「情報の引継ぎ」「情報の共有」に焦点を当てて、調査研究に取り組む。

- ①個別の教育支援計画等の活用状況の調査（都道府県・指定都市教育委員会、学校等）を通じた状況の把握
- ②小・中・高等学校及び教育委員会で実践されている好事例を収集・整理し、事例集としてまとめる



令和5年度 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 個別の教育支援計画などを活用した継続した指導実践創出のための調査研究事業の概要

全国特別支援教育推進連盟

目的及び目標

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童生徒の指導において、個別の教育支援計画などを活用し、継続的な指導実践を行うため、好事例を収集し、事例集として作成し、普及を図る

- ① 情報の引継ぎ状況に関する実施状況調査
- ② 個別の教育支援計画等を活用した情報の引継ぎに関する取組実践についての事例収集、優良な事例集等の作成

実践研究企画会議

構成：大学関係研究者、学校関係者、医療関係者、福祉関係者、保護者、企業関係者、全国特別支援教育推進連盟等

第1回（7月21日）：事業の全体計画、アンケート①の検討

第2回（10月17日）：アンケート結果の分析、アンケート②の検討、実践事例の選定、訪問調査の実施内容及び計画

第3回（12月14日）：指導実践の在り方及び事例集の検討、編集

実施責任者、事務局

5～9月

アンケート①

対象：都道府県、指定都市教育委員会

目的：教育委員会の取組状況の把握

内容：実施状況の把握（資料、様式等の作成状況、研修の状況）、優れた実践の把握

9～10月

アンケート①の調査結果から優れた実践をしている教育委員会及び学校を対象に、さらに具体的な内容についてアンケート②を実施

12～2月

アンケート調査結果から個別の教育支援計画などを活用した継続した指導実践の検討

優れた実践をしている教育委員会、学校における具体的な実践事例集を作成

3月

報告書（実践事例集）の配布、ホームページ掲載により成果を広く周知する

成果と課題

- ・教育委員会調査から優れた事例をまとめ事例集を作成し、報告書として各関係機関に配布した。
- ・児童生徒の多様化を踏まえ、障害理解の推進と共生社会の実現、デジタル化の推進などのこれからの社会における障害のある児童生徒の指導については多面的な検討が必要である。

個別の教育支援計画等を活用した継続した 情報の引継ぎに関する状況調査より

全国47都道府県教育委員会及び全国20指定都市教育委員会の特別支援教育を担当する部署を対象にアンケート調査を実施
52教育委員会より回答（回答率77.6%）

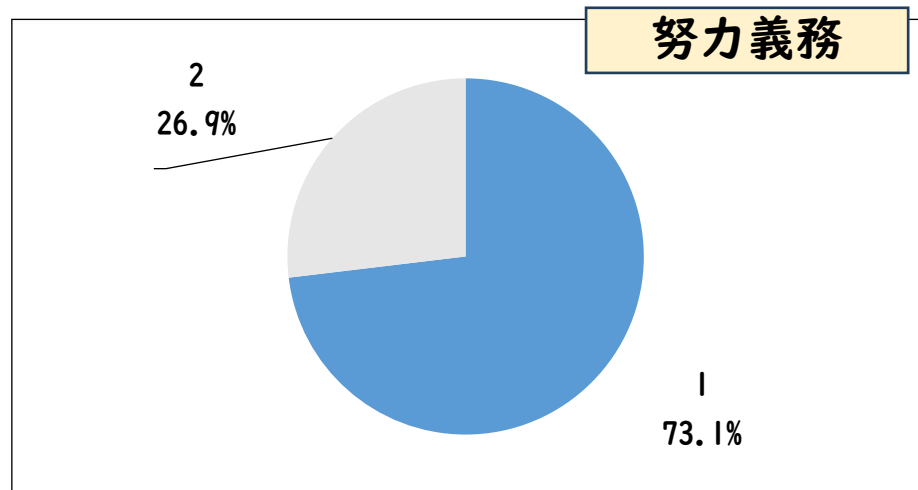
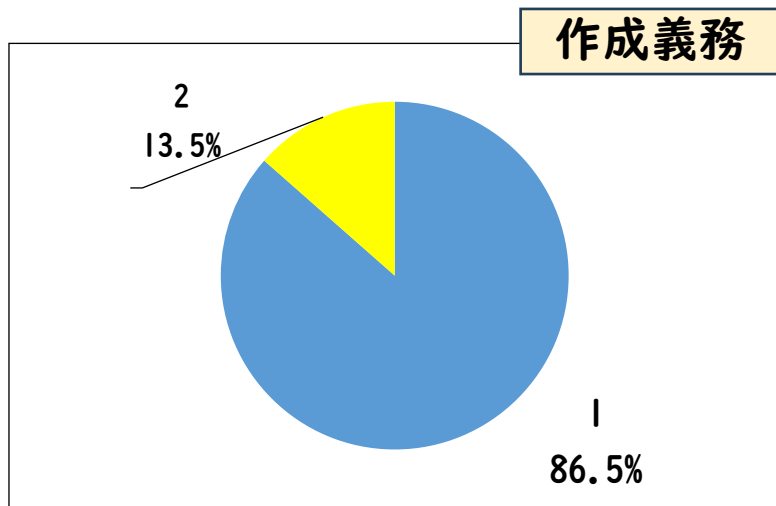
小学校学習指導要領（平成29年3月31日）第1章第4の2（1）エ（小学校）

障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的活用するものとする。（文科省：2017）

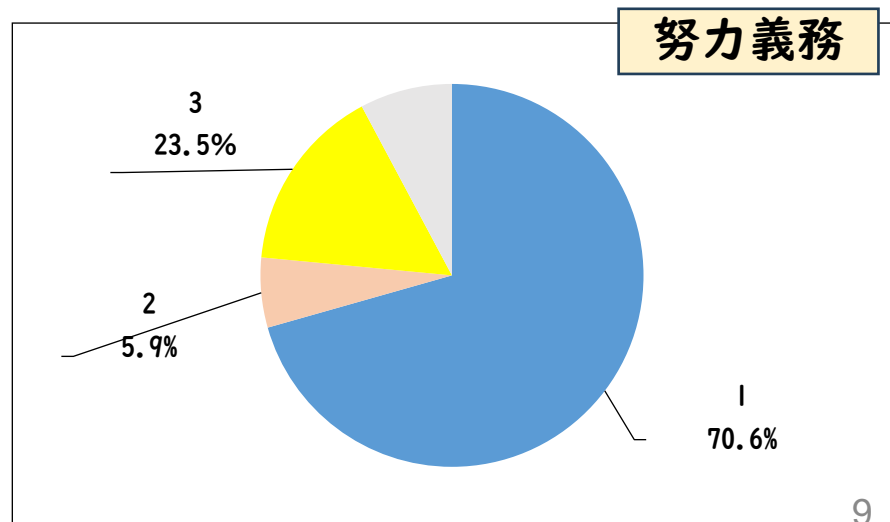
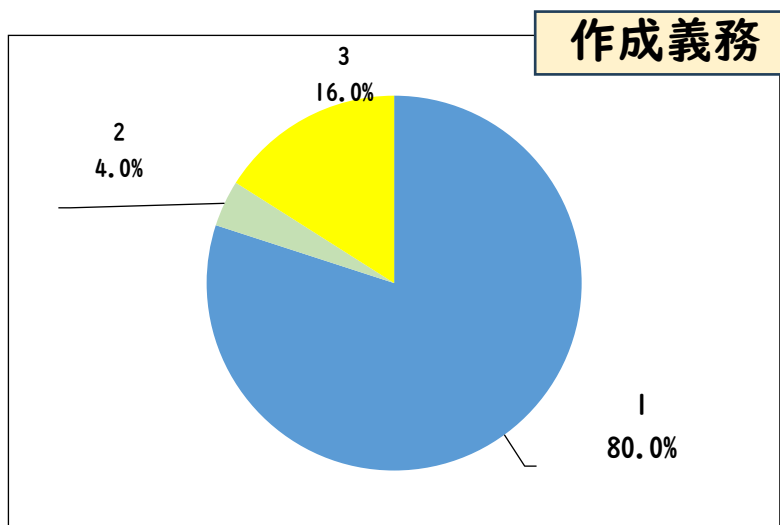


個別の教育支援計画等の作成に関する 教育委員会の取り組み

障害のある児童生徒に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成に関する通知等について



障害のある児童生徒の指導・支援に対する個別の教育支援計画などの活用に関するガイドブックやリーフレット等の作成、配布について



個別の教育支援計画等の作成について

- 多くの自治体において特別支援教育推進計画など位置付け、作成活用のためのガイドブックやパンフレットを作成し、教職員や保護者に周知
 - 様式の統一化や関係機関等と引き継ぐことも考慮された様式の策定
- ➡ これらの取組により、全国的に個別の教育支援計画等の作成が進展しているとも考えられる。



令和5年度 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況（国公私立及び学校種計）

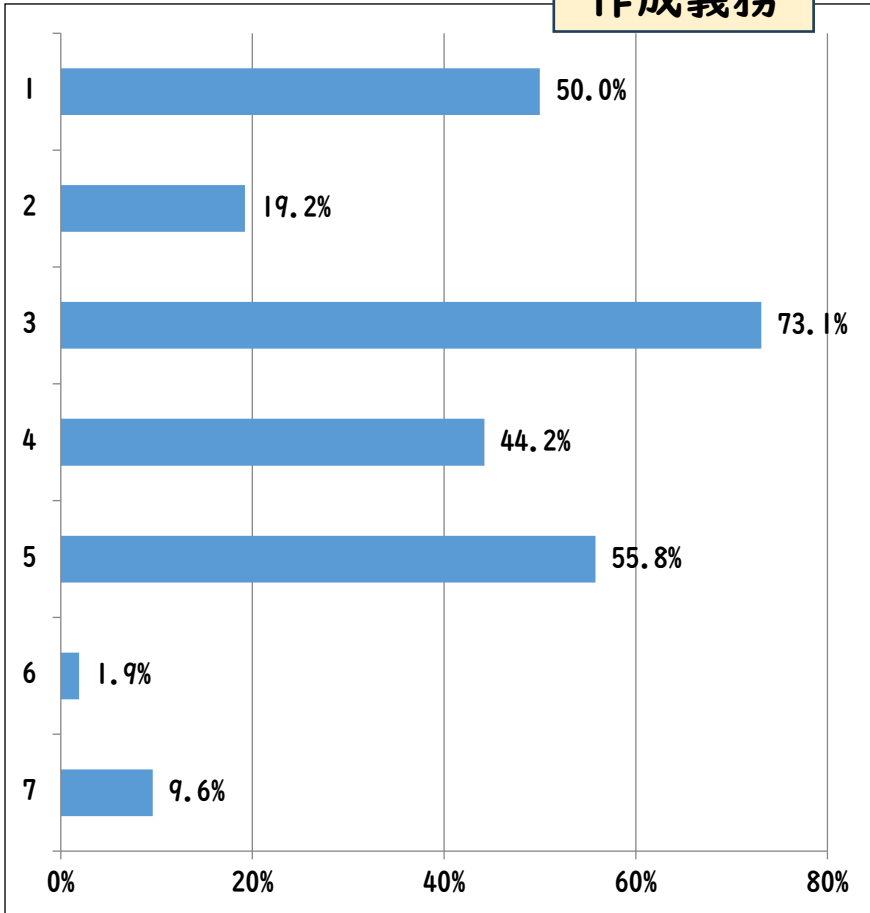
	特別支援学級に在籍する児童生徒	通級による指導を受けている児童生徒	通常の学級に在籍する幼児児童生徒※1	個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒※2
個別の指導計画	100.0%(99.6%)	99.9%(98.2%)	86.8%(86.0%)	94.6%(93.7%)
個別の教育支援計画	99.9%(99.2%)	99.4%(95.2%)	82.6%(79.5%)	94.0%(91.6%)

図 特別支援教育体制整備状況調査(文科省 2023)

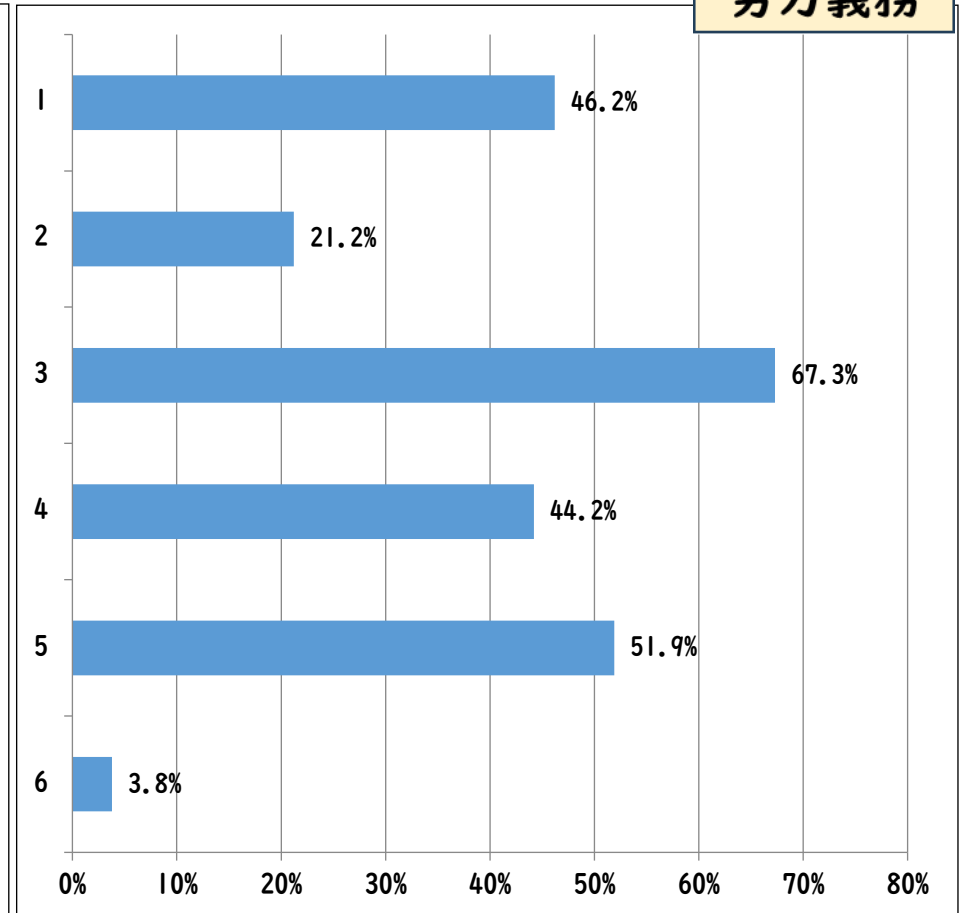
個別の教育支援計画等の活用に関する 教育委員会の取り組み

対象児童生徒の個別の教育支援計画等を活用した入学、転学、進学、卒業時の情報の引継ぎについて

作成義務



努力義務



➡ 個別の教育支援計画の活用という点では、進級・進学・転学や卒業時に情報の引継ぎが十分になされているとはいいがたい状況

事例の収集と整理

個別の教育支援計画等の活用による継続した指導実践に関する優良な取組実践の中から、事例提供の承諾が得られた4教育委員会及び学校11校に絞り、実践研究企画会議委員が訪問して調査を行い、「事例集」とし整理した。

事例を整理すると

- ①個別の教育支援計画等を活用したシームレスな支援引継ぎと校内外の支援ネットワークを活用した支援が効果的に実践されている。
- ②教育委員会（設置者等）と学校が一体となり、地域の特性にを踏まえた支援が展開されることで、幼児児童生徒が安定した支援を受けられる環境が整えられている。



事例 A小学校

A小学校は、特別支援学級が3学級、通級による指導を受けている児童が100名を超える、

地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮している小学校である。特別支援教育を担当する教員が多く、また特別な教育的支援を必要とする児童の指導経験が豊富なスタッフが配置されている。

個別の教育支援計画の作成においてはそれまでに関わった支援対象児への指導計画の作成、実際の指導、記録の作成といった事例の経験数が大きな強みとなっている。小中学校間の連携のみならず、放課後等デイサービス担当者との情報共有に活用している。

教育委員会の取組

市内の約300校が足並みをそろえて、個別の教育支援計画の作成についての研修を行い作成したものを転学及び中学校への引き継ぎに活用している。

学校DX（デジタル・トランスフォーメーション）の一環として校務支援システムを活用し、保護者の了解があればB市立学校間で支援情報を共有している。

事例 A中学校

通常の学級は1年3学級，2・3年4学級編制，特別支援学級3学級（知的障害2学級と自閉症・情緒障害1学級：合計在籍生徒数12名）を設置している。

A校では「学年部会」という学年組織が丸となった会議体でチームによる指導・支援を展開している点がポイントである。中学校では，教科担当制ということもあり，個々の生徒の情報が学校組織の中で，または教科担当者間で共有されにくいという課題を解決するために，必要に応じて機動的な会議参加者の調整を通して，生徒一人一人をバックアップする校風を築き上げている。

これらの中心となっているのは学校長をはじめとする管理職や特別支援教育コーディネーターであるが，日々の教職員間のコミュニケーションの核となり，生徒一人一人に寄り添った支援の実現に寄与している。

教育委員会の取組

B市における特別支援教育の充実に向けた取組では，「B市特別支援教育手引き」や「米原市特別支援教育サポートブック」がある。特別支援教育に携わる教員等は，これらの情報を活用することで，市内のどの学校に在籍している児童生徒に対しても，必要となる指導・支援の取組に関する情報を得るとともに，各種の手続きや進め方に関して確認できる仕組みになっている。

事例 A高等学校

通信制課程の単独校（在籍人数約2121人、活動生約1747人、非活動生約300人 令和5年2月現在 32学級）。通信制教育に対する多様なニーズに対応し、通信教育の特性をいかしながら、よりきめ細かい学習機会を得たいという希望にこたえる弾力的できめ細かな学習サポートシステムを構築。

「他校通級」「中学校」「労働機関」との個別の教育支援計画等を活用した情報共有の取組は、生徒の学びや卒後の支援の連続性を考える上で示唆に富む。他校通級指導では、異なる学校間での指導において、生徒の指導に対する情報共有と連携がポイントとなる。個別の支援計画等は、異なる学校や指導者間でのコミュニケーションを促進させ、生徒の学習の状況や進捗についての情報共有となっている。労働関係機関との連携を通じて、生徒の将来のキャリアプランを構築する支援が可能となる。また、卒業後の支援を考えるにあたって、労働関係機関等との連携の下、個別の教育支援計画等を作成・活用することで、生徒が社会に適応し、持続可能な雇用を見つける上で有益となる。

教育委員会の取組

B県立高校4校で高等学校における通級指導教室を実施しており、通級指導教室とは別に県立高校18校をインクルーシブ教育実践推進校に指定し知的障がいのある生徒を対象にインクルーシブ教育実践推進校特別募集による入学者選抜を実施している。インクルーシブ教育実践推進校の入学者選抜のうち特別募集枠で入学した生徒は個別の教育計画を立てて授業や学校生活全般について支援を行っている。

今後の展望

特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する個別教育支援計画等を活用させるために

- ①教育委員会を含む関係機関との連携をさらに強化すること
- ②個別の教育支援計画等の作成・更新・引継ぎプロセスの標準化を図ること
- ③地域差を踏まえたシステムの整備や教職員の負担軽減に繋がるICT等の活用（校務支援システム）を推進すること



シンポジウムについて

○課題

進級・転学・進学や卒業時に支援内容が十分に伝わらない。
関係機関間との連携不足による支援の一貫性の確保、引継ぎの
手続きの煩雑さ等

○問題意識

子どもたちのライフステージに応じた継続した支援を可能に
する「情報引継ぎ」「情報の共有」とは？

○シンポジウム

テーマ：「ライフステージ移行期における支援の連続性の実
現を目指して～ 個別の教育支援計画等の作成・活用による継続
した一貫性のある指導実践の創出～」

多様なニーズを有する子どもたちに対する個別の教育支援計
画等の活用を通じた効果的な「情報の共有」、「情報の引継ぎ
」に焦点を当てテーマに迫りたいと存じます。



ご清聴ありがとうございます

ございました。

